

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十八年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（基本重力測量）

二 測量の地域 奈良市

三 測量の期間 平成二十八年二月十五日から同月二十七日まで